

一般社団法人持続可能な森林フォーラム定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人持続可能な森林フォーラムと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、日本における森林政策を国際的な持続可能な森林経営の議論の動向をふまえて評価し情報提供を行うとともに、日本の森林政策の進展に関する情報を海外に提供し、日本と地球規模における持続可能な森林経営の議論の進展に資することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1)国際的な地球環境問題の議論の進展とそれをふまえた国際的な枠組み形成に関する情報収集及び研究
- (2)国際的な地球環境問題の議論の進展をふまえた日本と海外の森林政策の動向に関する情報収集と研究
- (3)上2項をふまえた情報発信のためのウェブページの制作と管理および関連する活動
- (4)その他、当法人の目的達成の為に必要な事項

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人（個人正会員）又は団体（団体正会員）
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人（個人賛助会員）又は団体（団体賛助会員）

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書により申し込み、理事の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、総会において個人、団体別に別途定める入会金及び会費を納入しなけ

ればならない。

2 賛助会員は、総会において個人、団体別に別途定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(退会)

第9条 会員は、いつでも退会することができる。

第3章 会員総会

(会員総会)

第10条 当法人の会員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年6月にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

第4章 役員

(員数)

第11条 当法人に理事1名を置く。

第5章 計算

(事業年度)

第12条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から（翌年3月31日までの年1期とする。

第6章 附則

(最初の事業年度)

第13条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時の会員の氏名又は名称及び住所)

第14条 当法人の設立時の会員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

東京都文京区西片2-8-24

藤原敬

東京都文京区西片2-8-24

藤原美佐子

以上、一般社団法人一般社団法人持続可能な森林フォーラムを設立するためこの定款を作成し、設立時会員が次に記名押印する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

設立時会員 藤原敬 印

設立時会員 藤原美佐子 印